

独立行政法人情報処理推進機構 令和8年度計画

独立行政法人
情報処理推進機構

目次

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置.....	3
1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進.....	3
2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進.....	7
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保.....	10
II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置.....	17
1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等.....	17
2. 業務経費等の効率化.....	18
3. 調達効率化・合理化.....	18
4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化.....	19
III. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置.....	21
1. 運営費交付金の適切な執行管理.....	21
2. 自己収入の拡大.....	21
3. 試験勘定の採算性の確保.....	21
4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター).....	21
5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理.....	21
IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画.....	22
1. 予算(別紙参照).....	22
2. 収支計画(別紙参照).....	22
3. 資金計画(別紙参照).....	22
V. 短期借入金の限度額.....	22
VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画.....	23
VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	23
VIII. 剰余金の使途.....	23
IX. その他業務運営に関する重要事項.....	23
1. Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出.....	23
2. 内部統制の充実・強化.....	23
3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保.....	24
4. 戦略的な調査・広報の推進.....	24
5. 人材の確保・育成に係る方針.....	25
X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項.....	25

1. 施設及び設備に関する計画	25
2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	25
3. 中期目標期間を超える債務負担	25
4. 積立金の処分に関する事項	25
別 紙	26
別紙1 予算	26
別紙2 収支計画	32
別紙3 資金計画	38

独立行政法人情報処理推進機構令和8年度計画

独立行政法人通則法第31条第1項に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という。)の令和8年度の事業運営に関する計画を次のように定める。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

【令和8年度における重要な取組】

- ① 我が国の社会課題の解決や産業競争力を高めるため、政府や産業界からの要請・ニーズやこれまでの活動の成果を踏まえ、設計したアーキテクチャの社会実装に係る支援として、「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベスト、サプライチェーンにおけるデータ連携の蓄電池及びChemical and Circular Management Platform(CMP)に次ぐ領域として、Recycle Management Platform(RMP)の検討に重点的に取り組む。
また、経済産業省と連携して、ウラノス・エコシステムを活動の中核に位置付け、海外データスペース等との相互接続を含むグローバル戦略の強化を検討する。
さらに、効果的なアーキテクチャ設計や高度人材の育成を目的として、専門性の高い外部機関との連携を通じ、引き続きアーキテクチャ設計に関する方法論の確立や設計・社会実装支援の場を提供する。
- ② 政府のAI戦略やデータ戦略の方針を踏まえ、引き続きデータの整備、流通、利活用に関する基盤の整備、ソフトウェアエンジニアリングの高度化を行うとともに、特にAI利活用や安全性確保の取組を強化する。
また、政府のDX推進方針を踏まえ、DXの普及啓発を実施する。そして、デジタルの「2025年の崖」の先の中長期戦略を経済産業省とともに策定・推進する。
さらに、「スタートアップ育成5か年計画」の方針及び目標の達成のため、引き続き未踏事業の育成規模の拡大及び応募者増に向けた取組を行う。
- ③ 次世代半導体の量産等に向けた金融支援について、業務実施体制や必要な関係規程を整備し、円滑かつ適切に実行する。

(1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進

- ① 人流・物流に関する5領域における社会実装に向けた成果物としてのアーキテクチャ記述、技術仕様等の整備及びその社会実装を促進するための基盤整備及び普及活動を実施する。
 - a. 自律移動ロボット関連
「デジタルライフライン全国総合整備計画」の検討に資する自動運転サービス支援道、ドローン航路、インフラ管理DX及び奥能登版デジタルライフラインのデジタルツイン等に関する仕様の策定等を含むアーキテクチャ設計を継続し、関連するガイドラインを作成及び公表する。
 - b. 空間情報関連
4次元時空間情報の利活用によるSociety5. 0の実現に向けて、共通識別子としての空間IDの活用

ついて標準化活動等を通じて、普及を進める。

c. サプライチェーン関連

国内外における規制対応やそれらに関する効率的な情報共有等を目的とした、蓄電池及びCMPに次ぐ領域として、RMPにおけるアーキテクチャ設計を支援するとともに、蓄電池トレーサビリティの社会実装、国際連携を引き続き後押しする。

d. 契約・決済関連

データ標準化の基本ルールである政府相互運用性フレームワーク(GIF)及び金融分野における実装データモデルの普及を進める。

e. スマートビル関連

スマートビルに関するアーキテクチャ設計について、社会実装を進めるコンソーシアムからの要請に応じた協議を行う。

- ② 組織、人材及びシステムのエコシステム形成を促進するため、場や方法論等の提供を通じ、コミュニティ等による検討の推進を支援する。また、海外データスペース等との相互運用性確保、技術仕様、OSS等の情報発信等に取り組む。また、経済産業省と連携し、公益デジタルプラットフォーム事業者認定制度に係る体制構築及び同制度の運用を実施する。
- ③ 社会・産業システムに係るアーキテクチャ設計の取組を加速・高度化し、産学官におけるネットワーク構築によりその取組の効用を高めていくため、外部機関等とも連携しつつ、各領域に共通して求められる安全性・信頼性設計の観点、関連法規及びガバナンス等の観点並びにアーキテクティング手法の観点からの調査研究を通じ、高度アーキテクチャ設計人材の輩出とアーキテクチャ設計ツールの開発の在り方を含めたアーキテクティング方法論の深化を図るとともに、これらの取組への適用及びフィードバックを行う。
- ④ 相互運用性の高いデジタル社会を実現するため、社会の基盤となるデータ標準の策定及びデータ連携の取組を実施するとともに体制を整備する。
- ⑤ 共通プラットフォームとしての水道情報活用システムの利用を促進するため、ガイドブックや事例集等を用いて普及展開を行うとともに、参画企業を増やすための取組として技術的観点からの企画、助言等を行う。
- ⑥ デジタル社会の基盤となるソフトウェアがもたらす価値を最大化し、産業競争力の強化と社会の持続的発展を実現すべく、アジリティの高いソフトウェア開発に関する普及啓発活動や可視化の方策等の検討を行うとともに、モデリングやオープンソース等の活用を促進する。
- ⑦ 我が国の基幹産業を支えるソフトウェア産業・技術の国内外の動向等を調査する。
- ⑧ データスペースの推進に向けた取組としてプラットフォームの構築等を行うとともに、ガイドの作成・普及を実施する。また、データ標準のための語彙体系の改修を進め、機構が保有するデジタルコンテンツの蓄積及び永続的管理のためのコンテンツの知識化を実現する。

(2)安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行

信頼できるAIの開発、提供、利用を推進していくために、安全性評価に係る調査及び基準の作成等を行うとともに、技術、企画、ガイダンス、技術に関するガバナンスを確保するためのツールやテスト環境の検討を行う。

AIの安全性に関する海外機関との調整、情報交換を行う。また、産学と連携し、セミナー、教材提供などを通じて国内への普及啓発活動を行う。

(3) 突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

(3-1) 突出した人材の発掘・育成と社会価値創出の促進

- ① ソフトウェア関連分野においてイノベーションを創出することのできる独創的なアイデアや技術を有する優れた個人を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャのもとに発掘・育成を行う「未踏IT人材発掘・育成事業」を実施する。
- ② 革新的なアイデア等を有する人材が、自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、ビジネスや社会課題の解決につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏アドバンス事業」を実施する。
- ③ 次世代ITを活用する先進分野において、基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む優れた人材が自らのアイデアや技術力を最大限に活かし、将来の経済発展への貢献につなげていけるよう、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャ等による指導・助言が行われる「未踏ターゲット事業」を実施する。
- ④ 未踏事業の育成規模の拡大に向け、体制強化及びプロモーションを実施する。
- ⑤ 未踏事業の目的が損なわれない自己収入策を実施する。

(3-2) 突出した人材の人的ネットワーク活性化促進

外部団体と連携し、または独自に取り組み、未踏関係事業成果等のウェブ公開、イベント等を通じて産業界への発信を強化するとともに、社会価値創出に向けた交流の場を提供する。また、各地域で活躍する未踏事業修了生等に活躍の機会増加及び連携ができるよう施策を検討、実施する。

(4) 企業におけるデジタル経営改革の推進

- ① DX認定制度について、審査業務のほか、申請受付や問合せ対応等の制度運営に係る事務においても、システムの運用等を含め、着実に実施するとともに、認定件数の拡大に対応できる審査の枠組みについて、改善の取組を行う。
- ② DX銘柄の選定に係る事務を実施するほか、発表会の運営等を行う。
- ③ DX推進指標の運用を行い、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析を実施し、提供する。併せて、他の施策との連携のほか、先行企業の事例公開等による普及活動を実施する。

(5) 地域コミュニティ支援による全国大のDX推進

- ① 日本全国に亘ってサイバーセキュリティを確保した上でDXを面として実現していくため、「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のネットワークも活かしながら、人材育成の視点も加え、地域横断での共通課題に対する協働等を促進するための方策を検討し、必要な支援を実施していく。
- ② 各地域における「地域DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」等のコミュニティや中核組織に対し、政府や機構が推進するDXやデジタル人材育成、サイバーセキュリティ等の情報の一体的提供や、機構事業に対する参加呼びかけを行うとともに、各地域の共通課題等に係る情報収集を行う。

(6) 次世代半導体の量産等に向けた金融支援

出資や債務保証等といった金融支援業務について、経済産業省と連携し、引き続き人員体制や必要な関係規程を整備しつつ、選定事業者に対する円滑かつ適切な金融支援の実行、適切なモニタリングの実施等を行う。

【令和8年度の評価指標】

(定量指標)

- ① Society5.0の実現に向けた、5以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】
5以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、令和5年度からの累計で80点の水準を達成する。
- ② 未踏事業修了生の成果(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】
未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数などで総合的に捉え、合わせて29件以上とする。
- ③ 企業におけるデジタル経営改革の推進
DX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、令和8年度中に270組織以上増加させる。

(定性指標)

- ④ 公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】
相互運用性の高いデジタル社会を実現するため、社会の基盤となるデータ標準の策定及びデータ連携の取組を実施するとともに体制を整備する。
- ⑤ 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】
信頼できるAIの開発、提供、利用を推進していくために、安全性評価に係る調査及び基準の作成等を行うとともに、技術、企画、ガイダンス、技術に関するガバナンスを確保するためのツールやテスト環境の検討を行う。
AIの安全性に関する海外機関との調整、情報交換を行う。また、産学と連携し、セミナー、教材提供などを通じて国内への普及啓発活動を行う。
- ⑥ 次世代半導体の量産等に向けた金融支援【重要度高】【困難度高】
出資や債務保証等といった金融支援業務について、経済産業省と連携し、引き続き人員体制や必要な関係規程を整備しつつ、選定事業者に対する円滑かつ適切な金融支援の実行、適切なモニタリングの実施等を行う。

2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進

【令和8年度における重要な取組】

人材不足の課題を抱え、スキル・役割が変化するデジタル人材市場において、デジタルスキル標準(DSS)をベースとし、新サービスであるDSSアセスメント、クレデンシャル/バッジ機能、レコメンド等の実装、ならびに情報処理技術者試験システムとの連携を行い、個人のキャリア目標を一元的に管理し、目指す人材像に向けた更なる学習機会を提供する「デジタル人材スキルプラットフォーム」の構築を行う。

当プラットフォームの各種サービスが収集するスキル情報の分析と可視化を基に、個人のスキルアップ、企業の人材マネジメント、リスキリング産業領域での新たな人材サービス創出を実現し、人材が成長しながら流動する「開かれた知の社会」の実現に貢献する。

(1) デジタルスキル標準の整備・情報発信

- ① 個人・組織のスキル情報を蓄積・可視化する情報基盤を構築、デジタル技術の継続的な学びを実現し、スキルが共通言語として広く労働市場で活用され、自律的なキャリア形成が図られるデジタル人材エコシステムの中核をなす「デジタル人材スキルプラットフォーム」を推進する。
- ② 企業・組織がスキルベースで人材戦略を策定することを推進するために、AIの影響を含むデジタルスキルの最新動向を把握した上でDSSの見直しに向けた検討を行う。DSSの活用事例収集を迅速に行い、関係省庁や関係機関等と連携し、優先度を見極めて戦略的な利用促進を図る。また、「デジタル人材スキルプラットフォーム」の構築に合わせて、動的なDSS改訂の実現に向けた検討を行う。
- ③ 経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」(通称:「Reスキル講座」)について、AI活用による審査業務の効率化及び申請講座数の増加を踏まえた対応の検討を行う。
- ④ 令和7年5月に成立した情報処理の促進に関する法律の改正を受けて、IPA独自にAI時代に必要となるデータ整備・加工等を行うデータマネジメント人材の育成に向けたコンテンツの作成等を実施する。

(2) デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進

学習ポータル「マナビDX」について、DSS改訂に伴うシステム改修を令和8年度上期に実施し、運営を着実に実施するとともに、利用者が「マナビDX」を活用することで自律的な学びを継続させていくために必要な機能・サービス・人材育成コンテンツを検討し、「デジタル人材スキルプラットフォーム」への統合を図る。加えて、「マナビDX」について、将来的な厚生労働省のシステムとの連携を含めた更なる利便性の向上及び審査手続きの見直しなどを検討し、掲載講座数の増加を目指す。

(3) 国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進

(3-1) 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施等

- ① 令和8年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験について、CBT方式によるiパス(ITパスポート試験)、基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験を着実に実施するとともに、筆記方式で実施していた試験区分についてはCBT方式での実施に移行する。その際、デジタル活用の進展やデジタル技術の高度化を踏まえ、デジタル社会に求められる人材の能力を評価する試験問題を作成する。また、経済産業省と連携して、検討しているデータマネジメント分野の新試験及び応用情報技術者試験と高度試験の再編後の新試験制度を具体化し、新試験制度の実施に向けて、試験問題の作成やシステム構築及び実施に向けた実証を行う。新制度及び試験内容の変更後の応募者の維持・増加、学習機会の

提供に向けたマーケティング方針の策定やこれに基づくプロモーションなどを行う。

- ② 産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知・促進を図るなど、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持・改善に努め、同試験の持続的な運営を行う。また、若年層へのデジタル技術・リテラシーの理解度を測る仕組みの構築に着手するとともに、周知を図る。

(3-2) 国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営及び活用促進

- ① 情報処理安全確保支援士に係る登録申請の受付・審査、登録簿への登録、登録情報の公開、及び登録資格の更新を行うとともに、情報セキュリティの最新動向や効果的なカリキュラム・研修手法を反映した教材を用いた情報処理安全確保支援士向けの講習、及び同等以上の効果を有すると認められる講習(特定講習)に関する業務を行い、制度の着実な運営に継続して努める。また、新たに創設する講習制度(実務経験者に対する講習制度)の運用を開始する。加えて、デジタル庁の国家資格システムとの連携を確実にを行う。
- ② 登録者数の更なる増加及び企業等における制度活用促進に向け、ポータルサイトやホームページでの情報発信等の普及活動を行うとともに、情報処理安全確保支援士に対しては、一斉メールの配信、ポータルサイトによる情報公開等、ニーズに合った情報発信を継続して行う。また、関連団体等との連携を図り、新たに創設する講習制度(実務経験者に対する講習制度)の周知を進める。

(3-3) 情報処理技術者試験のアジア展開

情報処理技術者試験のアジア各国試験との同等性に関する相互認証及びその相互認証に基づくアジア共通統一試験(ITPEC試験)については、国際的にデジタル人材の拡充策の重要性が増す中、着実に実施するとともに、今後の方向性を検討する。

【令和8年度の評価指標】

(定量指標)

① デジタルスキル標準及びITスキル標準等の浸透

DSSの継続的な見直しや事例収集について積極的に情報発信するとともにスキル標準の利用を促進し、DSS及びITスキル標準等の情報アクセス数について、第五期中期目標期間における過去2か年の成果実績である数値の平均値(336, 181件)を達成する。

② リスキリング支援機能等の強化【重要度高】【困難度高】

現在構築中の「デジタル人材スキルプラットフォーム」に統合予定の「マナビDX」のコンテンツ審査並びにユーザへの適切なレコメンド等運営を着実に実施、価値提供機能を継続的に強化、拡充することや、それら提供価値のプロモーションの計画的実施により、既存ユーザのアクティブ率の強化、並びに未利用ユーザ喚起による利用者数の拡大を行い、「マナビDX」のアクセス数について、30万件以上を達成する。

③ 情報処理技術者試験制度の活用

令和8年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験について、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえた試験問題を作成するとともに、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する戦略的な広報等を実施し、第五期

中期目標設定時に対象とした直近4年間(但し、新型コロナの影響により令和2年度を除いた平成30年度、令和元年度、令和3年度の3年間)と同様、直近4年間(令和3～6年)の数値の平均値(643, 322人)以上を達成する。

※但し、令和8年度には、これまで筆記方式で実施してきた試験10区分について、一斉にCBT方式に移行することなどから、応募者の動向は不透明であり、これらの影響により応募者数が減少する場合は、その影響を考慮事項として勘案する。

3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

【令和8年度における重要な取組】

- ① 我が国の国民、産業界及び政府機関等のニーズに即応できるよう、令和8年度においては、サイバー状況把握及び事案対処能力の強化、設計段階から脆弱性を低減させるためのセキュリティバイデザイン実現のためのセキュリティ・アーキテクチャの強化、及び「誰も取り残さないサイバーセキュリティ」の実現を目指し一般ユーザ・中小企業への対策支援の強化を行う。
- ② 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(以下、「サイバー対処能力強化法」という。)及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「サイバー対処能力強化法整備法」という。)に基づき機構に追加されることとなる業務の実施に向けた準備等を着実に行うとともに、法施行後は当該業務を適切に遂行する。
- ③ 実践的な演習を提供することで社会インフラ・産業基盤におけるサイバーセキュリティ人材の育成を行い、さらに、AIの利活用やセキュリティに関する演習を拡充する。また、海外機関との連携の促進及び強化を図る。

(1) 国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献

(1-1) 我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威への対応

- ① 深刻化かつ増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等による重大な影響を及ぼし得るサイバー攻撃の情報や予兆を収集・集約・分析し、サイバー攻撃の脅威や傾向、それを取りまく情勢を総合的に評価する。また、政府関係機関や関係主体への情報共有を強化・拡大するとともに、被害の未然防止のための措置や高度な対策等の提案、さらには、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の的確な支援を行う。
 - a. 国家支援型の標的型サイバー攻撃被害組織等に対するサイバーレスキュー活動を実施するとともに、脅威情報の提供等を通じて、積極的な被害予防活動を実施する。
 - b. サイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)の運用を着実に継続し、より有効な活動に発展させるよう、分析能力の強化、共有情報の充実等を図る。また、J-CSIP参加関係主体と政府関係機関の間の橋渡し役として、我が国の安全に重大な影響を及ぼす脅威に関する情報共有を強化する。
 - c. 機構が有する情報収集の枠組みを有効に活用し、国内外の情報収集源を拡大する。さらに、そこで得られたサイバー脅威情報の集約、トリアージ、分析評価に係る体制を強化し、サイバー状況把握力の強化を図るとともに、政府関係機関等との情報共有に努める。
 - d. サイバー状況把握に資するサイバー空間上の直接的、間接的、副次的脅威情報を収集分析し、対処支援に資するとともに、機構が有する情報共有枠組や発信媒体を通じて、脅威評価を必要な対象に向けて積極的に共有・発信する。
- ② 国民一般及び関係主体からの相談・問合せに対応するための相談窓口のサービス機能を強化するとともに、関係機関や関係主体との連携強化を通じて、マルウェアや不正アクセス等の情報収集源を拡大し、前述の分析評価、情報共有や対策等に資する。
 - a. 経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表する。また、公開被害情報等を起点とした被害組織からの情報収集力を強化し、届出の質及び量の向上に努める。

- b. 個人向けの「情報セキュリティ安心相談窓口」、企業向けの「サイバーセキュリティ相談窓口」の運営を通じて、引き続き広く国民及び企業に対してサポートを行う。
 - c. 届出、相談を通じて得られた脅威情報等を、関係機関や関係主体と共有し、国全体としての被害の未然防止措置及び被害発生時における初動対応措置や対応策検討等の支援強化につなげる。
 - d. 届出、相談を通じて得られた脅威情報等を基に国民及び企業に対して情報提供を行うことでの確な支援につなげる。
- ③ 本年度内に予定されているサイバー対処能力強化法の施行を見据え、国家サイバー統括室と連携し、基幹インフラ事業者等により届出されたIT資産情報及びインシデント報告に係る情報等の整理分析及びサイバー攻撃による被害の防止に必要な情報の公表・周知業務等の実施に向けた体制整備・環境構築等を行うとともに、法施行後は当該業務を適切に遂行する。

(1-2)経済安全保障上の重要分野(重要インフラ、戦略産業、重要サプライチェーン)のサイバーレジリエンス向上支援

- ① 経済安全保障上の重要分野に関連する各組織からの懸案について、要請に基づいて原因究明調査を行う。
 - a. 高圧ガス保安法等に基づく保安に係るインシデントの原因究明調査について、引き続き体制(人員、教育等)を構築するとともに、経済産業省の要請に基づいて実施する。
 - b. 必要に応じてサイバー分野における経済安全保障に関わる情報収集及びその関係主体への共有を図るとともに、関係府省等の要請に応じて、原因究明調査を実施する。
- ② 制御システムの安全性・信頼性確保に向けた取組を行う。
 - a. 経済産業省や重要インフラ、戦略産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラ、戦略産業に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク分析支援を行うとともに、得られたノウハウを文書化し、当該各業界で共有可能な個別業界向けリスク分析ガイドを作成し、普及促進する。
 - b. 制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の実践研修開催等による普及活動を実施する。
 - c. 経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」の策定・普及活動に協力し、必要に応じて改訂等に向けた検討を行う。
- ③ サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティ確保状況に係る調査を行う。
- ④ 重要サプライチェーン(サイバー攻撃によって国及び国民の安全安心や経済社会活動に重大な影響を及ぼす恐れのあるサプライチェーン)を担う中小企業のサイバーセキュリティ対策強化に向け、サイバー対処能力強化法の趣旨も踏まえつつ、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度等の活用支援を重点的に強化するとともに、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の制度設計及び運用開始準備を行う。
- ⑤ 「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の要求事項と連動した「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の新類型の創設に向けた実証事業を行う。また、中小企業を含むサプライチェーンの脅威を面的に検知して、全体状況を把握、被害組織への初動対応支援、被害拡大防止を図るための基盤構築に関する実証事業を行うとともに、これらの取組を有機的に連携し、中小企業等のサイバー防御力の底上げを図る。

(1-3) 政府機関等のセキュリティ対策の支援

- ① サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析を実施する。
- ② サイバーセキュリティ基本法に基づくサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独立行政法人等の情報セキュリティに関する監査を実施する。
- ③ デジタル庁からの委託により、デジタル庁が整備・運用するシステムの監査を実施する。
- ④ クラウドサービスの安全性評価に係るISMAP制度（ISMAP-LIUを含む）の運営・審査業務を実施し、登録が認められたクラウドサービスのリストを公表する。また、クラウドサービスの安全性評価の枠組みや管理基準等について、最新の技術的動向や海外動向の調査を行う。さらに、制度所管省庁とともに、制度運営や審査効率化等の改善についての検討を行う。
- ⑤ 政府調達における「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度」の効果的な活用方法を促すために、「IT製品の調達におけるセキュリティ要件リスト（調達要件リスト）」の公開を通じて、必要な情報提供等を行う。

(1-4) 国際関係の維持・強化（政府関係機関としての連携強化）

- ① 産業サイバーセキュリティセンターが連携強化すべき海外主要機関を見定め連携促進を図るとともに、当センターの活動について海外への情報発信に取り組む。
- ② 経済産業省及び米欧との協力の下、ASEAN諸国を含めたインド太平洋地域向けの産業制御システムサイバーセキュリティ演習におけるハンズオン演習プログラム等について企画、運営を行う。
- ③ 国内外のセキュリティ関連機関との連携、国際会議や標準化団体への参加等を通じて、セキュリティに関する最新情報の収集や国際標準化を含めた国際整合性の確保等に取り組むとともに、得られた情報について機構が行う事業への反映や情報発信等に活用する。

(2) 「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

(2-1) 中小企業の底上げ支援と国民のリテラシー対策

- ① 中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題として捉え、自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業に関連する様々な団体や制度及び機構内各施策との連携を図りつつ、情報処理安全確保支援士の専門家も活用し、ガイドライン、自己宣言制度、サイバーセキュリティお助け隊サービス制度、中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト等の普及を行う。
 - a. 各地域の支援組織等に対する講師派遣やセミナー支援等を行い、地域でのサイバーセキュリティ対策実施に向けた気運を高める。
 - b. サイバーセキュリティお助け隊サービス制度の運用を着実にを行うとともに、活用を推進するために制度見直しの検討を行う。
 - c. 「SECURITY ACTION制度」の運営や受付業務を円滑に実施し、中小企業等のサイバーセキュリティ対策への重要性の認識を高める。また、同制度の利用を推進するため、他の行政機関等が実施する補助事業との連携体制を構築するとともに、SECURITY ACTION管理システムの運用を行う。
 - d. 各地域でサイバーセキュリティ対策支援を実施する自治体、県警、団体等との連携体制を構築し、情報の共有やイベント等への出席等を行い、より積極的に協力を行う場合は連携協定等を締結する。また、

地域でのサイバーセキュリティ活動を推進するため、中小企業向けに、各地域のプレゼンターの講師派遣等を行う。

- e. 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドラインの普及や情報セキュリティに関する脅威や対策に関する映像コンテンツの作成等を行い、中小企業や国民一般のサイバーセキュリティ対策についての意識向上を図る。
 - f. 中小企業におけるサイバーセキュリティ対策の現状や、これまでに機構が実施した中小企業向けサイバーセキュリティ対策の効果を把握するための情報収集等を行う。
 - g. 中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リストの周知活動を行い、支援機関や中小企業による活用事例の蓄積を図るとともに、掲載者増加に向けた取組を検討する。
- ② 広く企業及び国民一般にサイバーセキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催されるサイバーセキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、セキュリティ教材等の作成、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。
- ③ 関係機関、全国の民間団体等の協力の下、ポスター等の作品制作に関するコンクールの実施等により児童生徒等への情報セキュリティの普及啓発に取り組み、さらに作品を活用した情報発信を実施する。

(2-2) 自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- ① 「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、本年度中に予定されているサイバー対処能力強化法の施行に伴う業務追加を踏まえ、国家サイバー統括室及び関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報を迅速かつ確実に提供する手法を検討する。また、統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。
- a. 経済産業省の告示に基づく脆弱性関連情報の届出について、受付等の処理を行い、迅速かつ着実に、ウェブサイト運営者への提供や、JPCERT/CCとの連携の上での製品開発者(ソフトウェア製品及び組込み機器)への提供を行い、四半期毎に届出の受付状況を公開する。また特定の組織に対して影響の大きい脆弱性関連情報を優先的に提供する。加えて、サイバー対処能力強化法の施行に伴う脆弱性関連情報の取扱いに係る告示及びガイドラインの見直し後は、新たな規定事項に基づき、JPCERT/CCと必要な連携・協力を行いつつ、認知した脆弱性のうち重要電子計算機の被害防止の観点から必要と認められるものを内閣府に速やかに通知する等の対応を行う。
 - b. 「情報システム等の脆弱性情報の取扱いに関する研究会」において脆弱性関連情報を迅速にかつ確に提供する手法や届出制度の改善策を検討する。
 - c. 「JVN iPedia」(脆弱性対策情報データベース)及び「My JVN」(脆弱性対策情報共有フレームワーク)の運用を引き続き行うとともに、脆弱性情報の自動取得機能やインフラ環境の強化に向け「JVN iPedia」及び「My JVN」の整備を進める。
 - d. 脆弱性対策を促進するための各種ツールや各種サービス及びガイドライン等を提供する。また脆弱性対策を普及啓発するためにセミナー等を開催するとともに、地域で開催されるセミナーへの講師派遣等の支援を行う。
 - e. 中小製品開発者向けにPSIRT構築支援、SBOM実証等を行うとともに、脆弱性検証体制の構築、仕組みづくりを行い、実践ガイドの公開および周知するための活動を行う。
- ② 最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、情報共有や注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスク低減を促進するとともに、組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。

- a. サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表する。
 - b. 組込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドラインを提供するとともに、普及啓発を行う。
- ③ サイバー空間を巡る市場の動向や新技術を活用した環境の変化を的確に捉え、広く情報収集を行い、先進的取組の実態、技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から分析を行い、情報セキュリティ白書等により必要な情報提供を行うとともに、ガイドラインや支援ツールの普及啓発を図り、各主体の自主的なセキュリティ対策に資する。
- a. サイバー空間を取り巻く環境変化や情報セキュリティに関連するインシデント、政策動向、取組動向等を取りまとめた「情報セキュリティ白書2026」を発刊する。また、社会的影響の大きかった情報セキュリティに関する脅威を「情報セキュリティ10大脅威」として取りまとめ公表するとともに、広く発信する。AIを利用したIT基盤が社会や人々に与える脅威や認識について調査し、AIの信頼性や真正性を確保するための提言を行う。
 - b. AI等サイバー空間の新技術を活用した環境の変化や複雑になるサプライチェーンを狙った攻撃、対策のためのガイドライン整備等の動向について、国内外から実情を幅広く把握し、対策強化に役立つ情報を発信する。特に、AIの技術トレンドやAI固有のサイバー攻撃・防御手法、インシデント事例等については、追跡調査を行う。また、AIのリスクアセスメントやAIの信頼性確保のための取組など、AIが社会システムに取り込まれた場合のリスクアセスメントについて調査を行う。
 - c. 中小企業のセキュリティ対策水準の向上に向けて「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」及び関連する啓発資料を整備し、普及活動に取り組む。また、内部不正防止対策の啓発のため、「組織における内部不正防止ガイドライン」の普及を図り、営業秘密官民フォーラムの活動を通して秘密情報の保護を推進するための情報発信を行う。
 - d. サイバーセキュリティ経営ガイドラインの利活用を促進するため、サイバーセキュリティ経営可視化ツール及びプラクティス集等の普及を図るとともに、プラクティス・ナビを利用しやすくすることにより、企業や組織のサイバーセキュリティ対策の取組を促進する。
 - e. 経済産業省、国家サイバー統括室及び業界団体等と連携し、我が国における企業や組織のサイバーセキュリティ対策の向上に向け、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」の制度設計及び運用開始準備を行う。
 - f. 経済産業省産業サイバーセキュリティ研究会WG3(サイバーセキュリティ・サービス事業者の信頼性強化に向けた検討会)において検討されている信頼性の高いサービス提供事業者の認定制度について、経済産業省とともに制度設計及び運用開始準備を進める。
 - g. 「サイバーセキュリティ産業振興戦略」を踏まえ、機構が必要とするセキュリティ製品・サービスに関し、国内の有望なスタートアップ等から試行的に調達し、当該製品・サービスの評価を実施する。また、我が国全体における国産製品・サービスの活用促進に向け、信頼性の高い製品・サービス等が選択されるような仕組みの整備に向けた検討を行う。

(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進

(3-1)社会インフラ・産業基盤における中核人材育成

- ① 社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、制御技術(OT)及びITシステムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するため、中核人材育成プログラム及び短期プログラムを提供する。また、AIの利活用とセキュリティに関する短期プログラムを新たに実施

する。

- ② ITシステムからOTシステムまでを想定した模擬システム等を中心に、安全性・信頼性の検証や早期復旧に係る演習プログラムのための実践的な演習環境を提供する。併せて、円滑な演習のための最先端の設備を維持するとともに、模擬システム等の見直しや充実を図る。
- ③ サイバーセキュリティ人材育成の強化が必要な分野として、石油・化学、ガス、海事、半導体産業、防衛産業、物流などに対して、人材育成プログラムへのプロモーション活動とともに対策について情報発信を行う。
- ④ 中核人材育成プログラム修了者コミュニティ「叶会」に受講者の参画を促し、活動が円滑に推進するよう支援する。大規模イベントを通じて中核人材育成プログラムの受講者及び修了者の成果や取組を広く社会に公表するとともに、日本全国において修了者の講演や記事投稿の機会を創出する。
- ⑤ 情報収集分析環境を活用し、調査分析結果や成果を社会に還元しつつ分析環境の改善及び充実を図る。また、人材育成プログラムの受講者等へサイバーセキュリティに関する最新情報等を提供する。
- ⑥ 府省庁等からの政策上の要請を受けて、個別の人材育成プログラムを実施する。

(3-2)若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成

- ① 学生を対象とした優秀な情報セキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプ全国大会とセキュリティ・キャンプネクスト、小中学生を対象としたセキュリティ・キャンプジュニアを開催するとともに、セキュリティ以外の特定専門領域の知見をトップレベルで併有する人材を育成するセキュリティ・キャンプコネクトを開催する。また、1～2日間の専門講座等の形式で実施されるセキュリティ・キャンプミニ(地方大会)の開催を支援する。加えて、セキュリティ人材の裾野を広げるための一つの形態として、セキュリティ・キャンプオンラインの活用を推進する。
- ② セキュリティ・キャンプ全国大会、セキュリティ・キャンプネクスト、セキュリティ・キャンプジュニア及びセキュリティ・キャンプミニ(地方大会)において、セキュリティ・キャンプ修了生の中から適切な人材を講師やチューターに登用し、継続的な自己研鑽の場として、また指導者としての経験を深める場としての活用を図る。また、セキュリティ・キャンプ修了生に成果発表の機会を提供するセキュリティ・キャンプフォーラムの開催に加え、修了生コミュニティの拡充を行う。修了年次を超えて、情報交換、議論、交流、パートナーシップ構築等を支援し、セキュリティ人材ネットワークの活性化を図る。

(3-3)IT製品セキュリティの認証と暗号の調査と活用促進

- ① IT機器等のセキュリティの信頼性確保に向け、「IT製品のセキュリティ評価及び認証制度(JISEC)」及び「暗号モジュール試験及び認証制度(JCMVP)」の効率的な認証業務を推進する。特に、国策レベル案件でのJISEC認証については、関係機関と調整をしつつ、政策スケジュールを踏まえた認証作業が実施できるよう進める。
- ② 「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」について、効率的な適合ラベル発行業務を推進するとともに、早期の一層の制度普及・促進を図るため、適合基準の拡充及びプロモーション活動を行う。また、欧米等との相互承認に向けた交渉を行い、合意できた国との間で相互承認を始める。
- ③ CRYPTREC暗号リストの適切な維持・管理のため、同事務局を引き続き務めるとともに、暗号技術の適切な利用／運用を促進すべく、耐量子計算機(PQC)を含む暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査及びガイドライン・ガイダンス等による情報提供を行う。

【令和8年度の評価指標】

(定量指標)

① 国の安全保障の確保への貢献(アウトカム指標)【重要度高】【困難度高】

情報の分析・脅威評価を国に提供することや人材育成支援等を通じて、国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査を行い、上位回答を3/4以上とする。併せて、機構による標的型攻撃を中心とした情報の分析・脅威評価の提供を通じて、政府の政策への貢献を目指す。また、重大なサイバーセキュリティインシデントの発生状況に係る参考指標として、大規模サイバー攻撃事態における官邸連絡室が設置された件数を把握する。

② 海外機関との連携の強化

海外主要機関との関係構築を図り、継続的な意見交換を実施する機関数を14機関以上とする。

③ 連携組織との協働による施策の普及拡大

令和8年度において、10以上の自治体・中小企業等の関係団体と連携する。併せて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

④ 社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進

第5期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数について、1,272件以上とする。(修了者の所属企業での取組件数に加え、社外でのセミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組をカウントする。)

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

【令和8年度における重要な取組】

機構の経営戦略の中でも人材強化を最優先としつつ、政府方針等を踏まえ、人員・予算等の最適化、組織横断的な業務改革、持続可能な体制を目指した組織ガバナンスの強化、ワークプレイス最適化を実施する。

また、今までに講じた人事制度改革に係る措置の効果を検証するとともに、組織の安定的かつ継続的な成長を支えるための人事制度・人事事務の見直しを検討する。

また、効果的かつ効率的な予算執行を継続して行うために財務会計システムの安定運用を実施する。

また、業務の高度化に向けて機構内のAI・データの利活用を促進するとともに、災害やセキュリティインシデントに対して強靱なIT基盤及びクラウド基盤の整備を進める。

1. 機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等

(1) 機動的・効率的な組織・業務の運営

- ① 第五期中期目標期間において、機構のミッションを有効かつ効果的に果たすため、理事長等のリーダーシップの下、機構の各事業について、業務運営の不断の見直しを行い、リソースを適切に配分する。
業務運営の見直しに当たっては、前年度の機構内部における自己評価結果に加え、主務大臣による評価結果やその過程で得られた外部有識者からの意見や助言、第三者からの客観的な評価や意見を踏まえ、必要に応じて既存事業の改廃や新規事業の開始、組織体制の変更も検討する。
- ② 事業の実施に際しては、令和8年度計画における各目標の達成状況や各措置の適切な進捗状況を常に意識して業務を遂行する。その際、適切なタイミングで各措置の進捗状況や課題（前年度の自己評価や主務大臣の評価等により抽出された課題等を含む）の把握、方針の検討、必要な対応を行う等のPDCAを実施する。
- ③ 機構全体に関係する重要課題や業務運営の進め方について、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者で構成される戦略企画委員会をはじめとする会議において、全体の視点から議論・検討を行い、組織横断的な課題に適切に対応する。
また、機構が行う事業について、関係する部署間での情報共有や共通する課題の検討を行い、部門間の連携、縦割りの排除、事業間の相乗効果等を促進する。
これらの取組により、機構全体としての業務運営の最適効率化を図る。
- ④ 機構の業務を機動的・効率的に運営するため、令和8年度計画に基づき実施する事業に関する計画（事業計画）、令和8年度に実施する情報システムの整備に関する計画（情報システム全体計画）及び人材確保に関する計画（人事計画）を策定し、これらの計画に基づいた事業等が適切に実施されているかなど進捗状況を定期的に確認し、改善につなげていく。
また、調達プロセスについては、効率的な業務執行のために必要な措置について、マニュアル類の修正や職員研修等を含めて、随時に見直しを図ることで、継続的な改善活動を推進する。
- ⑤ 機構のデジタルトランスフォーメーションに関する取組を組織横断的にけん引・支援する組織体制の構築等の施策を通じ、DX推進指標の自己診断結果について成熟度レベル総合平均スコア2.8を目指す。
 - a. 機構のデジタル経営に資する、経営ビジョン及びビジネスモデル策定、DX戦略策定、組織づくり、デジタ

ル人材育成・確保、ITシステム環境整備等の仕組みを整備・運用する。

- b. デジタル人材の育成・確保について、その目標を含む計画に基づき、着実に実施する。
- c. 機構のデジタルトランスフォーメーションに対するマインド変革を図るため、職員向けデジタル関連研修の支援、職員の挑戦を促すイベント等の企画と実行、変革の推移をモニタリングするための調査等を実施する。

(2)人材確保等

- ① 組織への専門性の蓄積及び安定的な業務遂行体制確保の観点から、期待する役割等に応じた適切な属性(プロパー・嘱託・出向等)を考慮した上で、質の高い人材の量的確保に向け、民間求人サイトの活用など、より効果的な採用手法の導入や、採用時期の適正化(機動的な採用プロセス、計画的な経験者採用)、都市部に偏らないプロモーション活動など、採用活動の強化を図り、組織全体としての最適効率を目指す。
- ② 職員の中長期的な育成、エンゲージメント向上による生産性の向上を図るため、研修実施計画を策定し、同計画に基づく階層別研修の拡大、職員全般に必要な知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施する。職員の幅広い知見の蓄積を目的とした1hセミナーの開催、キャリアパスに応じた知識・スキルを手軽に学習できるリスキライブラリ研修、デジタルリテラシー研修(iパス等受験料補助)など、研修制度の実施及び効果を検証するとともに、研修の受講履歴をタレントマネジメントシステムで管理し、履歴情報を研修の企画等に活用する。
- ③ タレントマネジメントシステムを継続活用し、職員の保有スキルや業務経験等の人材情報基盤の整備、可視化を図るとともに、職員の能力発揮、組織のパフォーマンス向上を図るための戦略的な人材配置・育成等に取り組む。また、職員の業績目標に、事業計画上の重点事項を反映し、チャレンジングな取組、職責等に応じた業績や能力の適切な評価を通じて、その結果に基づき職員の能力向上・人材確保を図る。
- ④ 機構が行う専門性・特殊性の高い業務を遂行する人材を確保するため、中途ジェネラリストの一括採用や成功報酬型人材採用サービスの活用を含め、採用方法・雇用形態・処遇・評価制度等、人事制度の継続的見直し・改善を図る。
また、人事管理の定型業務において、DXによる業務改善を行う。
さらに、機構全体の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業務に属する民間事業者等との比較等により、業務内容等に応じた適正なものとなっているかの検証を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、検証結果や取組状況を公表する。
- ⑤ 業務内容の拡大に対応し、出向時の受入れ体制の強化や採用チャネルの拡大に努め、多様かつ時宜を得た外部人材の確保を図る。

2. 業務経費等の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充分及び特別事業費を除き、一般管理費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比3%以上、業務経費(人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。)について前年度比1%以上の効率化を行う。

3. 調達の効率化・合理化

- (1) 公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」を踏まえ、引き続き、毎年度

策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

調達等合理化計画に基づき、契約の適正化を推進することとし、財務部内に設置した契約相談窓口による事前確認により、事業の目的に合致した入札・契約方法の選択及び手続の適正化を推進し、やむを得ない案件を除き、一般競争入札等(競争入札、企画競争及び公募をいう。)により調達を行うとともに、これら契約状況を適時適切に公開する。また、事前確認の際、予算額の考え方等について聞き取り・助言を行う。

結果として、一者応札・一者応募となった場合には事後調査を行い、問題点を把握し、今後の調達において改善に努める。

- (2) 入札・契約の実施方法及び一者応札・一者応募となった契約案件並びに過去の一者応札案件の改善状況について、契約監視委員会を2回以上開催して、委員の点検を受ける。また、入札・契約の適正な実施について、監事等の監査を受ける。

4. IPA-DXの推進等を通じた業務運営の効率化

- (1) デジタル技術の円滑な導入を目的とし、事業計画と情報システム全体計画との整合を図り、ITガバナンス環境の整備、プログラム管理及び進展状況のモニタリングを実施する。
 - ① PMOにより、ITポートフォリオ管理を通じた経営資源の最適化を図るため、「情報システム全体計画」のモニタリング、情報システムの企画に係る審議等のプロセスを通じたPJMO(ProJect Management Office)への実務的支援及び情報システムの投資対効果の精査を実施する。
- (2) 機構の事業継続性向上及び業務の安定稼働のための環境整備を目的とした情報システム構築やサービス等の検討・導入を進める。また、新規事業の開始や既存システムのリプレイスに当たりガバメントクラウドへの移行を検討するとともに、クラウド上での早期の情報システム構築に資する「IPAクラウド」を着実に運用する。
 - ① プライベートクラウドのセキュリティ環境や仮想環境を整備し、災害や複数拠点間運用に備える。
 - ② 「IPAクラウド」又はガバメントクラウドに対する、機構内情報システムの移行を推進する。
 - ③ 「IPAクラウド」におけるゼロトラストセキュリティ実現に向けて環境整備を行う。
- (3) 機構のデジタルトランスフォーメーションについて、国民へのサービス向上の観点及び日本政府の政策立案機能強化の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、デジタル技術を活用した施策を実施する。
 - ① 利用者の利便性向上・ニーズ把握を目的とした機構横断的な統合IDシステム(「IPA-ID」)の実現に向けたプロトタイプ開発を実施する。
 - ② AI及び大規模データに基づく調査活動の自動分析・評価システムについて、機構内利用に向けたサービスを提供する。また、機構の事業・業務における実用からのフィードバックを通じて、将来の外部への活用に向けた評価を引き続き実施する。
 - ③ 機構内業務の高度化に向けた生成AI利活用を推進し、職員向け生成AIツール「チャットUI」を着実に運用するとともに、業務ユースケース及び機構内ニーズを想定した機構内生成AIサービスの企画及び環境整備を実施する。
- (4) 業務改革推進の観点から、情報システムの利用者に対する利便性の向上(操作性、機能性等の改善を含む。)や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組むなど、職員のニーズを踏まえた上で、デジタル技術を活用した施策を実施する。

- ① RPAやノーコード開発ツール等の安定稼働を通じて、機構の業務改革及び業務効率化を推進する。
 - ② 業務効率と導入コスト適正化、個別導入の手間の削減、利用ノウハウの共有を目的に、機構標準とするSaaSを検討する。
 - ③ 役職員の情報へのアクセス効率向上を目的とし、機構内ポータルサイトを運営する。加えて、エンゲージメントプラットフォームとの連携を実施する。
- (5) 効果的かつ効率的な予算執行を図るべく、管理会計の観点から、より精度の高い予算管理を行うとともに、迅速な経営判断の実現に資するよう継続的な改善を行う。
- (6) 業務の効率化に向けた機構全体でのワークプレイス最適化を推進する。
- また、業務効率化の観点から、法人文書については、実態に即した適切な管理に加え、法人文書管理システムの効率的な運営を行う。クラウド型電子契約サービスについては、法令との関係で電子契約ができない契約類型を除いて、原則機構内の契約案件への適用を検討し各部門への利用展開をさらに推進することで効果的な業務運営を目指す。その他、機構内ペーパーレス化を促進し、事業部門の文書についても更なる電子化を進める。
- さらに、役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行するとともに基幹業務システムについては業務フローの抜本的な見直しを含めた再構築に向けての要件定義を実施する。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 運営費交付金の適切な執行管理

- (1) 運営費交付金を充当して行う事業については、その必要性等に応じた財源の最適配分(人員、予算等)を行うとともに、事業計画等に基づいて、適切かつ効率的に執行する。
- (2) 「独立行政法人会計基準」等に基づき、業務達成基準を原則とし、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理することで、予算執行管理を適切に行う。
なお、足下の予算の執行状況については、事業計画や契約の進捗及び実績などを通じて常に把握し、定期的に役員会に報告するとともに、予算と実績の乖離が見込まれる場合には、その要因を厳格に分析し、速やかに適正化を図り、予算管理に反映させる。
- (3) 機構の財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。

2. 自己収入の拡大

公的取組には無償で参加しつつ、更なる自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切に受益者負担の拡充を図るとともに、例えば、社会インフラ・産業基盤における高度なセキュリティ人材を育成する中核人材育成プログラムの受講者の拡大、サイバー攻撃被害への初動対応支援に関して、大規模な被害が懸念されるために政府機関から要請がある場合や支援先組織のニーズ・意向がある場合における有償での対応、機構が運営する「デジタル人材スキルプラットフォーム」におけるプラットフォーム利用料、講座掲載料や広告掲載料の徴収等を通じた更なる自己収入の拡大に向けた検討を行う。なお、未踏事業については、当該事業の目的が損なわれない自己収入策(未踏事業修了生等からの寄付金の募集等)を実施する。

3. 試験勘定の採算性の確保

情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、産業界・教育界(大学、高等専門学校、高等学校など)等に対する試験の周知を図るなどITパスポート試験等の応募者の増加に資する取組を実施するとともに、支出削減や業務見直しに努め、事務の活性化・効率化及び収支の改善を図るものとする。

4. 地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)

- (1) 地域事業出資業務については、令和4年度決算額と比較して、令和8年度末までに関係会社株式評価差額金の増加及び経常収益合計の額で2億円以上確保する。
そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会を捉えて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的にいき、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。
- (2) 以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、抜本的な改善策について協議を進め、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。
 - ① 経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合
 - ② 主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合

5. 金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理

保証債務の残余管理については、保証先の決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。

IV. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算(別紙参照)

- 総表(別紙1-1)
- 事業化勘定(別紙1-2)
- 試験勘定(別紙1-3)
- 先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙1-4)
- 一般勘定(別紙1-5)
- 地域事業出資業務勘定(別紙1-6)

2. 収支計画(別紙参照)

- 総表(別紙2-1)
- 事業化勘定(別紙2-2)
- 試験勘定(別紙2-3)
- 先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙2-4)
- 一般勘定(別紙2-5)
- 地域事業出資業務勘定(別紙2-6)

3. 資金計画(別紙参照)

- 総表(別紙3-1)
- 事業化勘定(別紙3-2)
- 試験勘定(別紙3-3)
- 先端半導体・人工知能関連技術勘定(別紙3-4)
- 一般勘定(別紙3-5)
- 地域事業出資業務勘定(別紙3-6)

V. 短期借入金の限度額

運営費交付金及び業務運営に係る資金などの遅延による暫定立替え、その他予見の難しい事象の発生等により資金不足が生じた場合、短期借入金限度額(30億円)の範囲内での借入を行う。

VI. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

VII. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

VIII. 剰余金の使途

剰余金が発生したときは、機構のパフォーマンス向上のため、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。

IX. その他業務運営に関する重要事項

1. Society5.0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出

デジタル社会を形成する多様なプレイヤーが連携し活躍することで経済発展する姿であるデジタルエコシステムを実現するためには、機構が中核組織となり、産学官の連携の下、テクノロジーや制度面を含む社会基盤としてのデジタル基盤を整備し、また、アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進、デジタル人材の育成推進及びサイバーセキュリティの確保に対応する専門的な人材などの集まりである「IPAコミュニティ」を形成していくことが必要であり、これに向けて、機構の各事業を一体的に進めていく。

具体的には、各事業を一体的に実施する組織体制を整備するとともに、役員と各部門長が、機構に求められる機能やサービスの高度化に向けた業務の方向性や業務運営体制等について議論・共有を行い、共通認識をもって一体的に事業を進めていく。これを踏まえ、各事業を更に高度化して取り組むとともに、戦略的な調査・広報の推進などにより機構を取り巻く人・組織をつないでいくことで、デジタルエコシステムの創出に貢献する。

2. 内部統制の充実・強化

- (1) リスクマネジメントの一環として、引き続きインシデント対応の体制整備を図る。具体的には、生成AIの活用や情報セキュリティ対策推進体制との連携強化、適宜対応フローの見直しを検討する。また、顕在化したリスクについてリスク管理委員会を開催し審議するとともに、機構内研修(全職員、階層別)の実施を通じて、リスク顕在化の低減に向けた活動を強化する。加えて、コンプライアンスに係る取組として、内部統制委員会の開催およびコンプライアンス研修等活動を通じて、内部統制活動の定着を図る。
- (2) 令和5年7月に改正した首都直下震災に係る事業継続計画(BCP)及び新型インフルエンザ等に係る事業継続計画(BCP)について、機構内の周知や訓練、継続的な見直しによって、リスク管理に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。
- (3) 内部統制活動の一環として、公益通報保護法の一部改正を踏まえ内部(外部)通報に係る環境整備を引き

続き図り、機構内の周知や定期的な教育によって、内部統制に関して実効性のある適切な対応が可能となる組織作りを行う。

- (4) 機構の業務について、監査法人による外部監査のほかに、監事監査の補助及び内部監査部による内部監査を実施する。具体的には、監事監査については、令和8年度「監事監査計画」に基づく監査等を補助する。また、内部監査については、令和8年度「内部監査計画」に基づく業務監査等を実施し、監査結果を業務にフィードバックする。

その他、昨年度の監査結果に対するフォローアップを併せて行い、課題の解決に対する組織的な取組を促進させる。

3. 機構における情報管理及び情報セキュリティの確保

- (1) 機構が保有する個人情報や法人文書の開示請求等に対して、法律に基づき適切な対応を行う。また、機構が保有する個人情報や法人文書に関して、定期的な点検や登録、廃棄などを適切に行う。
- (2) 高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、マルウェア感染による機密情報の流出などを予防・防止するための環境整備及び環境設定・運用監視を行う。また、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検等の人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上に努めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づく、情報セキュリティ関係規程の整備等を引き続き行う。

4. 戦略的な調査・広報の推進

【令和8年度における重要な取組】

- ① 国内外のデジタル化、デジタルエコシステムの動向及びその創出に資するデジタル政策等に関する情報収集・分析・提供、海外拠点や内外関係機関との連携強化、国際戦略機能の整備による調査分析基盤強化、戦略的情報発信等を通じて情報収集のハブ化に取り組む。
- ② 令和7年度に再定義した機構のブランドを各種広報媒体を連携させて機構内外に積極的に発信することで、機構の事業のさらなる普及・周知を目指す。公式ウェブサイトの改善及びオウンドメディアの新設、採用サイトの刷新を通じて、発信力をさらに強化する。

(1) ITに関する調査分析

(1-1) ITに関する調査の戦略調査分析、定点調査の実施

- ① 施策立案支援、事業企画支援の観点から、戦略調査機能として組織横断的なテーマを中心に、デジタル分野に係る業界動向、各国の政策動向等の情報収集、AI・デジタルエコシステム基盤等の重点テーマの調査分析を実施する。有識者検討会等を運営し、調査分析の深化を図る。
- ② 施策立案支援・評価の観点から重要となる調査対象、調査項目に絞り込んだ定点調査分析を体系化したIPAデジタル動向調査として実施する。
- ③ これらの取組を実施するための調査分析基盤として、海外拠点や内外関係機関との連携、情報収集のハブ化、国際戦略機能に係る体制整備等の取組を通じて強化し、機構のリサーチ&インテリジェンスエコシステム構想に取り組む。本年度は、国際アドバイザーボードの立ち上げ、アジア域の国際戦略を強化する。また、NY共同事務所を通じて所管し、米州の国際戦略を推進する。

(1-2) 戦略的な情報発信の実施

上記(1-1)の調査分析結果等をもとに調査報告書等を作成するとともに、戦略的な情報発信の内容・方法(政策提言、白書等の発信形態)を検討し、効果的な情報発信(アピール性の高い報告書、セミナー、IPAフォーラム等)を行う。また、AI・デジタルエコシステム創出の観点から戦略的な情報発信に取り組む。

(2) 戦略的な広報の推進

- ① 令和7年度から実施しているリブランディング後の新たなIPAの姿を、プレスリリースやイベント、社内報等を通じて積極的に内外に発信し、新たな機構の魅力や価値を広く発信する。
- ② 公式ウェブサイトにおける提供情報やサービスに係る利便性向上のため、機能改善及びウェブアクセシビリティ向上のための施策を進める。また、オウンドメディア・サイトの新規構築および採用サイトを刷新し、公式ウェブサイトやSNSと連携することで、さらなる発信力強化を図る。
- ③ これらの取組を通じて、令和8年度におけるウェブ媒体での記事掲載件数を2,500件以上とする。

5. 人材の確保・育成に係る方針

デジタルエコシステムの創出を実現する上で必要となる専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針について、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」の内容を盛り込みつつ策定し、取組を行う。

X. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

なし

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

人材の確保・育成については、「Ⅱ. 1. (2) 人材確保等」及び「Ⅹ. 5. 人材の確保・育成に係る方針」を踏まえ実施する。

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

4. 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第47条に規定する業務の財源に充てる。

別紙

別紙1 予算

別紙1-1

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	12,868
国庫補助金	221
政府出資金	150,000
受託収入	638
業務収入	7,367
その他収入	53
計	171,147
支出	
業務経費	167,617
受託経費	638
一般管理費	3,891
計	172,147

[人件費の見積り]

令和8年度には6,182百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

別紙1-2

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	0
計	0
支 出	-
計	-

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
業務収入	6,536
その他収入	21
計	6,557
支 出	
業務経費	6,601
一般管理費	286
計	6,887

[人件費の見積り]

令和8年度には745百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-4

予算(先端半導体・人工知能関連技術勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
政府出資金	150,000
計	150,000
支 出	
業務経費	150,000
計	150,000

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
収 入			
運営費交付金	2,834	1,184	5,245
国庫補助金	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	2	—	828
その他収入	17	—	—
計	2,854	1,184	6,932
支 出			
業務経費	1,686	1,254	6,779
受託経費	—	—	638
一般管理費	—	—	—
計	1,686	1,254	7,418
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
収 入			
運営費交付金	—	3,605	12,868
国庫補助金	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	1	—	831
その他収入	9	—	26
計	9	3,605	14,585
支 出			
業務経費	9	—	11,016
受託経費	—	—	638
一般管理費	—	3,605	3,605
計	9	3,605	15,260

[人件費の見積り]

令和8年度には5,437百万円(デジタル基盤1,168百万円、デジタル人材育成436百万円、サイバーセキュリティ2,379百万円、法人共通1,455百万円)を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金(法定福利費を除く。)等に相当する範囲の費用である。

別紙1-6

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
その他収入	5
計	5
支 出	—
計	—

別紙2 収支計画

別紙2-1

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	21,839
業務費用	16,692
受託経費	638
一般管理費	3,891
減価償却費	617
収益の部	
経常収益	21,727
運営費交付金収益	12,868
補助金収益	221
受託収入	638
業務収入	7,367
その他収入	51
資産見返負債戻入	576
財務収益	5
純利益(△純損失)	△112
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△112

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	0
財務収益	0
純利益(△純損失)	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	0

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	6,695
業務費用	6,368
一般管理費	286
減価償却費	41
収益の部	
經常収益	6,561
業務収入	6,536
その他収入	25
資産見返負債戻入	—
財務収益	—
純利益(△純損失)	△135
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△135

収支計画(先端半導体・人工知能関連技術勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	—
収益の部	
経常収益	—
純利益(△純損失)	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	—

別紙2-5

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
費用の部			
経常費用	2,890	1,251	7,269
業務費用	2,836	1,184	6,294
受託経費	—	—	638
一般管理費	—	—	—
減価償却費	53	67	337
収益の部			
経常収益	2,907	1,251	7,269
運営費交付金収益	2,834	1,184	5,245
補助金収益	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	2	—	828
その他収入	17	—	—
資産見返負債戻入	53	67	337
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	17	—	—
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	17	—	—
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
費用の部			
経常費用	9	3,724	15,144
業務費用	9	—	10,324
受託経費	—	—	638
一般管理費	—	3,605	3,605
減価償却費	—	119	576
収益の部			
経常収益	9	3,724	15,161
運営費交付金収益	—	3,605	12,868
補助金収益	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	1	—	831
その他収入	9	—	26
資産見返負債戻入	—	119	576
財務収益	—	—	—
純利益(△純損失)	—	—	17
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—
総利益(△総損失)	—	—	17

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	—
収益の部	
経常収益	5
その他収入	—
財務収益	5
純利益(△純損失)	5
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	5

別紙3 資金計画

別紙3-1

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	174,531
業務活動による支出	171,557
投資活動による支出	925
翌年度への繰越	2,049
資金収入	174,531
業務活動による収入	21,147
運営費交付金による収入	12,868
国庫補助金による収入	221
受託収入	638
業務収入	7,367
その他収入	53
投資活動による収入	—
財務活動による収入	150,000
当年度期首資金残高	3,383

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	1
翌年度への繰越	1
資金収入	1
業務活動による収入	0
その他収入	0
当年度期首資金残高	1

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	7,973
業務活動による支出	6,655
投資活動による支出	233
翌年度への繰越	1,085
資金収入	7,973
業務活動による収入	6,557
業務収入	6,536
その他収入	21
当年度期首資金残高	1,415

別紙3-4

資金計画(先端半導体・人工知能関連技術勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	150,000
資金収入	
財務活動による収入	
政府出資金による収入	150,000
当年度期首資金残高	—

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額		
	デジタル基盤	デジタル人材育成	サイバーセキュリティ
資金支出	3,093	1,345	7,903
業務活動による支出	2,836	1,184	6,932
投資活動による支出	137	70	485
翌年度への繰越	120	91	485
資金収入	3,093	1,345	7,903
業務活動による収入	2,854	1,184	6,932
運営費交付金による収入	2,834	1,184	5,245
国庫補助金による収入	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	2	—	828
その他収入	17	—	—
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	239	161	970
区 別	債務保証業務	法人共通	合 計
資金支出	240	3,605	16,186
業務活動による支出	9	3,605	14,568
投資活動による支出	—	—	692
翌年度への繰越	231	—	926
資金収入	240	3,605	16,186
業務活動による収入	9	3,605	14,585
運営費交付金による収入	—	3,605	12,868
国庫補助金による収入	—	—	221
受託収入	—	—	638
業務収入	1	—	831
その他収入	9	—	26
投資活動による収入	—	—	—
当年度期首資金残高	231	—	1,601

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	371
業務活動による支出	335
翌年度への繰越	36
資金収入	371
業務活動による収入	5
その他収入	5
当年度期首資金残高	365